

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言えます。

現在、冤罪被害者を救済する制度として、刑事裁判の判決確定後、判決の中で誤って認定された事実の是正を目的とした裁判のやり直しを求める再審が、刑事訴訟法に規定されています。近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件などで再審無罪判決が出ており、さらに昨年の１０月からは、袴田事件の再審公判が行われ、今月中に判決が予定されています。

しかし、現行の刑事訴訟法の再審規定には、再審請求手続の進め方に関する規定がほとんどないことから、裁判所の裁量に委ねられている点が多く、また、再審請求を行うためには、刑事訴訟法第４３５条第１号から第７号までのいずれかの事由に該当する必要がある、ほとんどの事例が無罪などを言い渡すべき明らかな新証拠を発見した場合（同法第４３５条第６号）を理由としています。再審請求における証拠開示についての規定が存在しないため、証拠開示の範囲に差が生じかねない状況があり、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠であります。

さらに、再審開始決定となったとしても、検察官の不服申立てにより決定が取り消されることで、その後何度も再審請求を行わなければならないなど、審理が長期化する事例があり、冤罪被害者の救済を長引かせることにもなっています。

よって、国におかれましては、冤罪被害者を迅速に救済するため、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化及び、再審開始決定後、審理を長期化させない措置を速やかに講ずるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和６年９月１９日

北海道江別市議会

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣